

○内閣府令第 号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 号 出 密 | 号 出 福 |
|---|---|
| <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係) (日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ～ (第 3 面) 略] (第 4 面)</p> <p>10 営業所等の名称及び所在地</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称 (委託先が貸金業者の場合は登録番号 (登録番号の括弧書) については、<u>記載を省略することができる。</u>) を、貸金業者以外の場合には本店所在地を含む。) を記載すること。</p> <p>また、営業所等は、施行規則第 1 条の 5 第 3 項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。</p> <p>[2 ～ 5 略] [(第 5 面) ～ (第 9 面) 略]</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 2 号 (第 4 条、第 8 条関係) (第 1 面)</p> <p>履 歴 書</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況を<u>全て</u>記載すること。(当該貸金業に係る登録番号 (登録番号の括弧書) については、<u>記載を省略することができる。</u>) もあわせて記載すること。)</p> <p>2 「賞罰等」は、法第 6 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に係るものは</p> | <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係) (日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ～ (第 3 面) 同左] (第 4 面)</p> <p>10 営業所等の名称及び所在地</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称 (委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合には本店所在地を含む。) を記載すること。</p> <p>また、営業所等は、施行規則第 1 条の 5 第 3 項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。</p> <p>[2 ～ 5 同左] [(第 5 面) ～ (第 9 面) 同左]</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 2 号 (第 4 条、第 8 条関係) (第 1 面)</p> <p>履 歴 書</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況を<u>すべて</u>記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)</p> <p>2 「賞罰等」は、法第 6 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に係るものは</p> |

全て記載し、行政処分については同項第3号に係るもののみを記載すること。

[3・4 略]

〔(第2面) 略〕

(日本産業規格A4)

別紙様式第2号の2

沿 革

〔表略〕

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「設立後の沿革」は、貸金業に係る事項を全て記載すること。(当該貸金業に係る登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)もあわせて記載すること。)

5 「賞罰」は、法第6条第1項第3号、第5号及び第7号に該当するものを全て記載すること。

(日本産業規格A4)

別紙様式第5号(第7条関係)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長

殿

知事

登録 財務(支)局長

届出者

番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号

すべて記載し、行政処分については同項第3号に係るもののみを記載すること。

[3・4 同左]

〔(第2面) 同左〕

(日本産業規格A4)

別紙様式第2号の2

沿 革

〔同左〕

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「設立後の沿革」は、貸金業に係る事項をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)

5 「賞罰」は、法第6条第1項第3号、第5号及び第7号に該当するものをすべて記載すること。

(日本産業規格A4)

別紙様式第5号(第7条関係)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長

殿

知事

登録 財務(支)局長

届出者

番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号

又は名称

氏名

㊦

(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊦

変更届出書

下記の事項について変更した^①ので、貸金業法第8条
第1項の規定により届け出ます。

記

【表略】

(記載上の注意)

- 1 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。
2～5 [略]

(日本産業規格A4)

別紙様式第6号(第10条関係)

年 月 日

財務(支)局長

殿

知事

(郵便番号)

届出者住所

電話番号 () -

氏名

㊦

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊦

(注) [略]

廃業等届出書

又は名称

氏名

㊦

(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊦

変更届出書

下記の事項について変更した^①ので、貸金業法第8条
第1項の規定により届け出ます。

記

【同左】

(記載上の注意)

- 1 「加える。」
1～4 [同左]

(日本産業規格A4)

別紙様式第6号(第10条関係)

年 月 日

財務(支)局長

殿

知事

(郵便番号)

届出者住所

電話番号 () -

氏名

㊦

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊦

(注) [同左]

廃業等届出書

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

【表略】

(記載上の注意)

【1・2 略】

3 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

4・5 【略】

2. 【略】

3. 債権譲渡の状況 (廃業等の事実の発生前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

【表略】

(記載上の注意)

1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先 (住所及び電話番号) 及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号 (登録番号の括弧書について) は、記載を省略することができる。を併記すること。

2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、全ての譲渡年月日を記載すること。

【3・4 略】

4. 取立委託の状況

【表略】

(記載上の注意)

1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先 (住所及び電話番号) 及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号 (登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。) を併記すること。

【2・3 略】

5. 廃業後における帳簿及び個人情報の取扱い

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

【同左】

(記載上の注意)

【1・2 同左】

【加える。】

3・4 【同左】

2. 【同左】

3. 債権譲渡の状況 (廃業等の事実の発生前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

【同左】

(記載上の注意)

1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先 (住所及び電話番号) 及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。

2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。

【3・4 同左】

4. 取立委託の状況

【同左】

(記載上の注意)

1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先 (住所及び電話番号) 及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。

【2・3 同左】

5. 廃業後における帳簿及び個人情報の取扱い

(1) [略]

(2) 個人情報の取扱い、

自社 (清算人) 保存 債権譲渡先に引継ぎ

その他 ()

[表略]

(記載上の注意)

1 該当する項目全てについてにレをすること。

2 [略]

6. [略]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 8 号 (第 26 条の 29 関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長

殿

知事

登録 財務 (支) 局長

届出者 () 第 号

番号 知事

(郵便番号)

住所

電話番号 () -

商号

又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊞

(1) [同左]

(2) 個人情報の取扱い、

自社 (清算人) 保存 債権譲渡先に引継ぎ

その他 ()

[同左]

(記載上の注意)

1 該当する項目すべてについてにレをすること。

2 [同左]

6. [同左]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 8 号 (第 26 条の 29 関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長

殿

知事

登録 財務 (支) 局長

届出者 () 第 号

番号 知事

(郵便番号)

住所

電話番号 () -

商号

又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

㊞

連絡者 所属 氏 名
電話番号 () ー

(記載上の注意)
「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

事業報告書
目次

[1～3 略]

[削る。]

[削る。]

4～8 [略]

[削る。]

9～11 [略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

事業報告書
第 期 [年 年 月 月 日から 日まで]

[1～3 略]
[削る。]

連絡者 所属 氏 名
電話番号 () ー

[加える。]

事業報告書
目次

[1～3 同左]

4 貸付金の種別残高

5 業種別貸付残高

6～10 [同左]

11 貸金業協会等への加入状況等

12～14 [同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

事業報告書
第 期 [年 年 月 月 日から 日まで]

[1～3 同左]

| 貸付種別 | 件数・残高 | | 平均約定利 | |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|
| | 件数 | 構成割合 % | 残高 百万円 | 構成割合 % |
| 無 担 保 (住宅向を除く) | | % | | % |
| 有 担 保 (住宅向を除く) | | % | | % |
| 住 宅 向 | | % | | % |
| 計 | | % | | % |
| 消 費 者 向 | | % | | % |
| 貸 付 事 | | % | | % |

| 業者向 | 手形割引 | | | | |
|-------------|------|-----|--|-----|--|
| | 計 | | | | |
| 合計 | | 100 | | 100 | |
| うち株式取得資金の貸付 | | | | | |

(記載上の注意)

- 1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の6の10第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。
- 2 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 3 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンを行うこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 4 担保には保証を含まない。
- 5 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 6 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 7 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 8 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

[削る。]

| 業種別 | 先数・残高 | 先数 | 残高 | |
|---------------|-------|----|------|------|
| | | | 構成割合 | 構成割合 |
| 農業、林業、漁業 | 件 | % | 百万円 | % |
| 建設業 | | | | |
| 製造業 | | | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | |

| | | | | |
|-----------------------|--|-----|--|-----|
| 情報通信業 | | | | |
| 運輸業、郵便業 | | | | |
| 卸売業、小売業 | | | | |
| 金融業、保険業 | | | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | | | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | | | | |
| 教育、学習支援業 | | | | |
| 医療、福祉 | | | | |
| 複合サービス事業 | | | | |
| サービス業 (他に分類されないもの) | | | | |
| 個人 | | | | |
| 特定非営利活動法人 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | | 100 | | 100 |

(記載上の注意)

- 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務(支)局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。
- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 「個人」欄の残高は、表4の消費者向け計の残高と一致する。

6～8 [同左]

9 延滞状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

4～6 [略]

7 延滞状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 [略]
- 5 表4の貸付金の担保内訳の残高及び表7の貸付金残高合計について、それぞれ合計額は一致する。

8 [略]
[削る。]

9・10 [略]
11 内部監査の実施状況

- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 [同左]
- 5 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10 [同左]
11 貸金業協会等への加入状況等

| | |
|------|-----------------------------------|
| 1 | 貸金業協会に加入している |
| 2 | 信用情報機関に加入している |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない |
| (参考) | その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること |

(記載上の注意)
1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
12・13 [同左]
14 内部監査の実施状況

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付すること。
- 3 [略]

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

(日本産業規格A4)

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務(支) 局長 知事 殿

届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号
番号 (郵便番号) 知事

住所

電話番号 () -

名称
氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

連絡者 所属 氏 名
電話番号 () -

(記載上の注意)

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [加える。]

別紙様式第8号の2 (第26条の29の2関係)

(日本産業規格A4)

事業報告書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務(支) 局長 知事 殿

届出者 登録 財務(支) 局長 () 第 号
番号 (郵便番号) 知事

住所

電話番号 () -

名称
氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

連絡者 所属 氏 名
電話番号 () -

[加える。]

事業報告書
目次

[1～4 略]

[削る。]

5～9 [略]

[削る。]

10～16 [略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

事業報告書
期 年 月 日から
第 年 月 日まで

[1～4 略]

[削る。]

事業報告書
目次

[1～4 同左]

5 業種別貸付残高

6～10 [同左]

11 貸金業協会等への加入状況等

12～18 [同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

事業報告書
期 年 月 日から
第 年 月 日まで

[1～4 同左]

5 業種別貸付残高

| 業種別 | 先数・残高 | 先数 | | 残高 | |
|--------------------|-------|----|--------|-----|--------|
| | | 件 | 構成割合 % | 百万円 | 構成割合 % |
| 農業、林業、漁業 | | | | | |
| 建設業 | | | | | |
| 製造業 | | | | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | |
| 情報通信業 | | | | | |
| 運輸業、郵便業 | | | | | |
| 卸売業、小売業 | | | | | |
| 金融業、保険業 | | | | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | | | | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | | | | | |
| 教育、学習支援業 | | | | | |
| 医療、福祉 | | | | | |
| 複合サービス事業 | | | | | |
| サービス業 (他に分類されないもの) | | | | | |

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-----|
| 個人 | | | | |
| 特定非営利活動法人 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | | 100 | | 100 |

(記載上の注意)

1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第24条の6の10第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

2 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。

3 業種は、日本標準産業分類により分類する。

4 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

5 「個人」欄の残高は、表4の消費者向け計の残高と一致する。

6～8 [同左]

9 延滞状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)

4 [同左]

5 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

5～7 [略]

8 延滞状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)

4 [略]

5 表4の貸付金の種別残高、表5の貸付金の担保内訳の残高及び表8の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

9 [略]
[削る。]

10 [同左]

11 貸金業協会等への加入状況等

| | |
|---|---------------|
| 1 | 貸金業協会に加入している |
| 2 | 信用情報機関に加入している |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない |
| (参考) その他加入している貸金業に關係する団体があればその名称を記載すること | |

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

12・13 [同左]

14 内部監査の実施状況

10・11 [略]

12 内部監査の実施状況

| |
|--|
| |
|--|

(記載上の注意)

1 [略]

2 内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付

| |
|--|
| |
|--|

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

すること。

3 [略]

13・14 [略]

15 特定非営利活動貸付けの状況

(1) [略]

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表15(1)貸付内容別貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

16 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) [略]

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表16(1)貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 8 号の 3 (第 26 条の 29 の 2 関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長

殿

知事

登録 財務 (支)

局長

届出者

() 第 号

番号

知事

2 [同左]

15・16 [同左]

17 特定非営利活動貸付けの状況

(1) [同左]

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表17(1)貸付内容別貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

18 生活困窮者支援貸付けの状況

(1) [同左]

(2) 金利帯別貸付件数及び貸付残高

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 貸付件数及び貸付残高の合計が、表18(1)貸付件数及び貸付残高の合計と一致するよう計上する。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 8 号の 3 (第 26 条の 29 の 2 関係)

事業報告書

第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

財務 (支) 局長

殿

知事

登録 財務 (支)

局長

届出者

() 第 号

番号

知事

(郵便番号)
 住所 電話番号 () -
 名称 氏名
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 連絡者 所属 氏名
 電話番号 () -

(記載上の注意)
 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

事業報告書
 目次

- [1～4 略]
[削る。]
- 5～9 [略]
[削る。]
- 10～14 [略]
(記載上の注意)
[1～3 略]

事業報告書
 第 期 ()
 年 年 月 月 日から
 年 年 月 月 日まで

[1～4 略]
[削る。]

(郵便番号)
 住所 電話番号 () -
 名称 氏名
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 連絡者 所属 氏名
 電話番号 () -

[加える。]

事業報告書
 目次

- [1～4 同左]
- 5 業種別貸付残高
- 6～10 [同左]
- 11 貸金業協会等への加入状況等
- 12～16 [同左]
(記載上の注意)
[1～3 同左]

事業報告書
 第 期 ()
 年 年 月 月 日から
 年 年 月 月 日まで

[1～4 同左]
5 業種別貸付残高

| 業種別 | 先数・残高 | | 先数 | | 残高 | |
|---------------|-------|---|------|-----|------|---|
| | 件 | % | 構成割合 | 百万円 | 構成割合 | % |
| 農業、林業、漁業 | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | |
| 製造業 | | | | | | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------|-----|--|--|-----|
| 情報通信業 | | | | |
| 運輸業、郵便業 | | | | |
| 卸売業、小売業 | | | | |
| 金融業、保険業 | | | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | | | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | | | | |
| 教育、学習支援業 | | | | |
| 医療、福祉 | | | | |
| 複合サービス事業 | | | | |
| サービス業 (他に分類されないもの) | | | | |
| 個人 | | | | |
| 特定非営利活動法人 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | 100 | | | 100 |

(記載上の注意)

1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。) 第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務 (支) 局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

2 業種別貸付残高は貸付先の主な事業 (過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの) により分類する。

3 業種は、日本標準産業分類により分類する。

4 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

5 「個人」欄の残高は、表4の消費者向け計の残高と一致する。

6～8 [同左]

9 延滞状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

5～7 [略]

8 延滞状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 [略]
- 5 表4の貸付金の種別残高、表5の貸付金の担保内訳の残高及び表8の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

9 [略]
[削る。]

10・11 [略]
12 内部監査の実施状況

- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 4 [同左]
- 5 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

10 [同左]
11 貸金業協会等への加入状況等

| | |
|---|---------------|
| 1 | 貸金業協会に加入している |
| 2 | 信用情報機関に加入している |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない |
| (参考) その他加入している貸金業に關係する団体があればその名称を記載すること | |

(記載上の注意)
1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
12・13 [同左]
14 内部監査の実施状況

(記載上の注意)

- 1 [略]
 - 2 内部監査において自己検証を行っている場合は、自己検証の記録を添付すること。
 - 3 [略]
- 13・14 [略]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 11 号 (第 26 条の 52 関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名

貸金業務取扱主任者登録申請書

㊦

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第 26 条の 52 の規定により申請します。

[図略]

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

4 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

5・6 [略]

(日本産業規格 A 4)

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - 2 [加える。]
- 15・16 [同左]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 11 号 (第 26 条の 52 関係)

年 月 日

金融庁長官

殿

貸金業協会会長

氏名

貸金業務取扱主任者登録申請書

㊦

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第 26 条の 52 の規定により申請します。

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[加える。]

4・5 [同左]

(日本産業規格 A 4)

| | |
|---|--|
| <p>別紙様式第 14 号 (第 26 条の 55 関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>貸金業協会会長</p> <p>届出者 住所 氏名 ④</p> <p>貸金業務取扱主任者死亡等届出書</p> <p>貸金業務取扱主任者について、貸金業法第 24 条の 29 の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p><u>3</u> 「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。</p> <p><u>4</u> 【略】</p> | <p>別紙様式第 14 号 (第 26 条の 55 関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>貸金業協会会長</p> <p>届出者 住所 氏名 ④</p> <p>貸金業務取扱主任者死亡等届出書</p> <p>貸金業務取扱主任者について、貸金業法第 24 条の 29 の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>【同左】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>〔1・2 同左〕</p> <p>【加える。】</p> <p><u>3</u> 【同左】</p> |
| <p>備考 表中の「」の記号は社記やぬい。</p> | |

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の規定は、当該規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書（貸金業法第二十四条の六の九の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。